

第2次香取市総合計画策定方針

1 趣旨

本市では、平成20年度から平成29年度までを計画期間とする「香取市総合計画」を策定しており、「基本構想」では、「市民協働による暮らしやすく人が集うまちづくり」を基本理念として掲げ、「元気と笑顔があふれるまち 一人ひとりの市民が輝く 活みなぎる やすらぎの郷 香取」を都市将来像としてまちづくりを進めてきました。今般、現行の総合計画の計画期間が平成29年度をもって終了することから、新たな総合計画の策定が必要となります。

次期総合計画は、急激な人口減少、少子高齢化の進展により、地域経済や地域活力の低下など様々な影響が予想される状況を直視し、現行計画における課題等を踏まえた、持続可能なまちづくりの指針にふさわしい実効的なものとするのが求められています。

このような時代・環境の変化や住民ニーズに的確に対応し、市民との協働を一層推進するとともに、地域の個性や資源を活かしながら、新たな視点と発想に立ち、まちづくりの指針となる計画を策定します。

2 計画の名称

「第2次香取市総合計画 基本構想・前期基本計画」とします。

3 策定期期

平成28年度から基礎調査等を実施し、平成29年度中の策定を目指します。

4 総合計画の構成と計画期間

総合計画は、本市におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画であり、基本構想と基本計画で構成します。また、毎年度の具体的事業等を掲げる実施計画も策定します。

(1) 基本構想

(計画期間：平成30年度〔2018年度〕～平成39年度〔2027年度〕)

まちづくりの基本的理念と将来像を示すとともに、それを実現するために必要な施策の大綱を明らかにするものです。

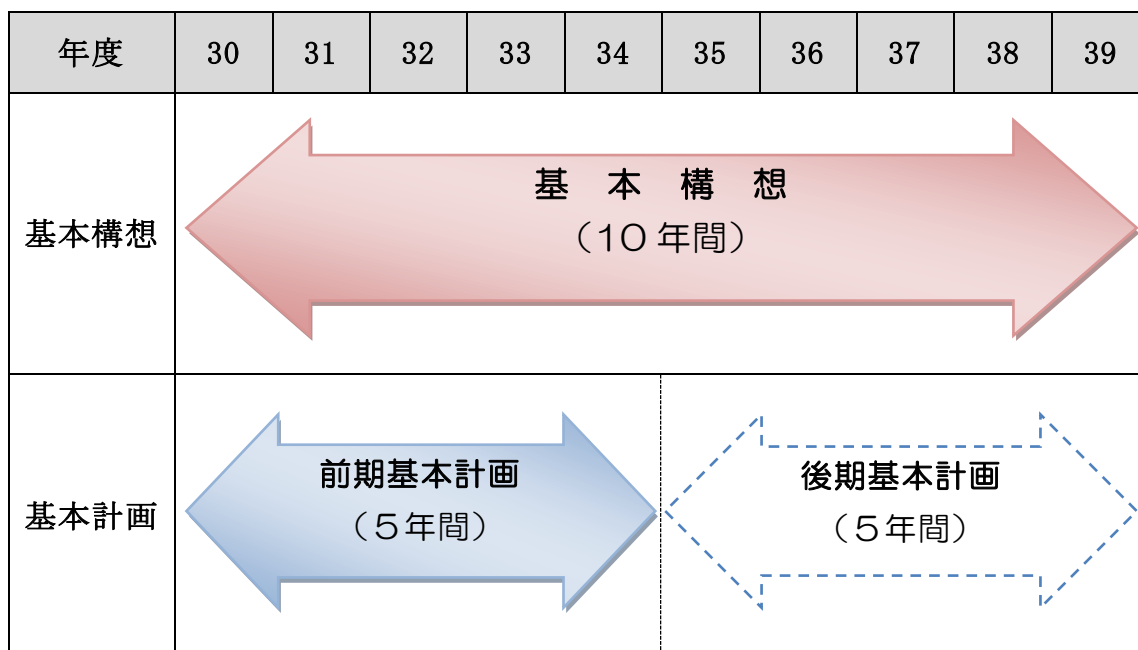
計画期間は、長期的な視野に立ったまちづくりを進めていく必要があることから、10年間とします。

(2) 基本計画

(計画期間：【前期】平成30年度〔2018年度〕～34年度〔2022年度〕)

基本構想に掲げる将来像を達成するため、施策の大綱に従い施策の目的や方針を明らかにするものです。

計画期間は、中期的な観点から基本構想の実現を図るため、前期5年間、後期5年間とします。



(3) 実施計画

基本計画に示された施策の目的を達成するために必要な主要事業の具体的な内容を明らかにし、単年度ごとのアクションプランとして作成します。

計画期間は3年間とし、毎年度見直しを行い、計画の実効性を高めます。

5 香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

本市では、少子高齢化の進展、若者・子育て世代の流出の拡大により、人口減少への対応が喫緊の課題となっています。

平成27年度に策定した香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）は、本市への新たな人の流れを生み出し、人口減少に歯止めをかけるため、魅力あるまちづくりに向けた独自の取り組みをまとめたものです。

総合戦略は、総合計画に示した取り組みの一つである人口減少対策に重点をおき、具体的な方策を示したものであることから、本市では総合戦略を、総合計画を実現するための個別計画の一つとして位置づけます。

6 計画策定にあたっての基本的な考え方

(1) 市民協働

総合計画は、行政のための計画ではなく、より質の高い市民生活を実現していく市民のための計画であり、その実現にあたっては、行政はもとより、市民、地域、企業、各種団体といった多様な主体との連携・協働が不可欠です。

そのため、計画の策定にあたっては、策定段階から積極的に情報発信を行い、市民意見を聴取する機会を設定し、計画に適切に反映させるものとします。

(2) 香取市総合計画の成果の検証

次期総合計画の策定にあたっては、現行計画の達成状況等を把握し、施策の取組内容やその進捗状況、社会環境及び市民ニーズの変化などを踏まえた検証を行います。

さらに、検証結果を踏まえ、今後取り組むべき課題とその解決に向けた方向性を明らかにし、次期総合計画での取組内容の検討に活用します。

(3) 戦略的な計画

厳しい財政状況の中にあって、効率的・効果的な市政運営を図る観点から、重点課題や特性を見定め、経営的感觉をもった戦略的な計画を目指します。

また、行財政改革の一層の推進を図る計画とします。

(4) 進行管理が適切に行える計画

計画に位置づけられる施策については、それを実施することによって達成したい成果目標が明確に位置づけられ、計画策定後の実施効果がしっかり評価できる施策体系の構築を目指します。

(5) 香取市にふさわしい独自性の高い施策の設定

本市が抱える課題を明らかにし、自治体間の競争が進む中において、独自性を発揮できる、本市にふさわしい施策を設定します。

(6) わかりやすさと実現性

基本計画は、本市のまちづくりの方向性を市民に示すものであるため、わかりやすい表現に努めるとともに、厳しい財政状況を踏まえながらも、将来の香取市を見据えた実現性の高い計画を目指します。

(7) 職員の参画

総合計画の策定を総合的かつ円滑に推進するため、全庁的な体制で計画の策定に取り組みます。

7 市民参加の手法

(1) 市民意識調査などの実施

広く市民の意見を把握するため、市民意識調査を実施するとともに、地域の代表である自治会長を対象としたアンケートを実施します。また、市民意識調査等によって得られた市民及び地域の意見を計画に反映していきます。

(2) ワークショップなどの開催

市民の意向や提案を計画に反映させ、市民と行政とが連携・協働した魅力あるまちづくりを具体化するため、計画策定の各段階で、市民懇談会（ワールドカフェ形式）、まちづくりワークショップ、パブリックコメントなど市民との協働の機会を設けます。

8 策定体制

(1) 市議会

市議会から意見・提案を受けるため、全員協議会等において進捗状況の説明を行うなど連携を密にしながら計画策定を行います。

(2) 総合計画審議会

市長の諮問に応じて、総合計画について調査審議する「香取市総合計画審議会」を開催します。

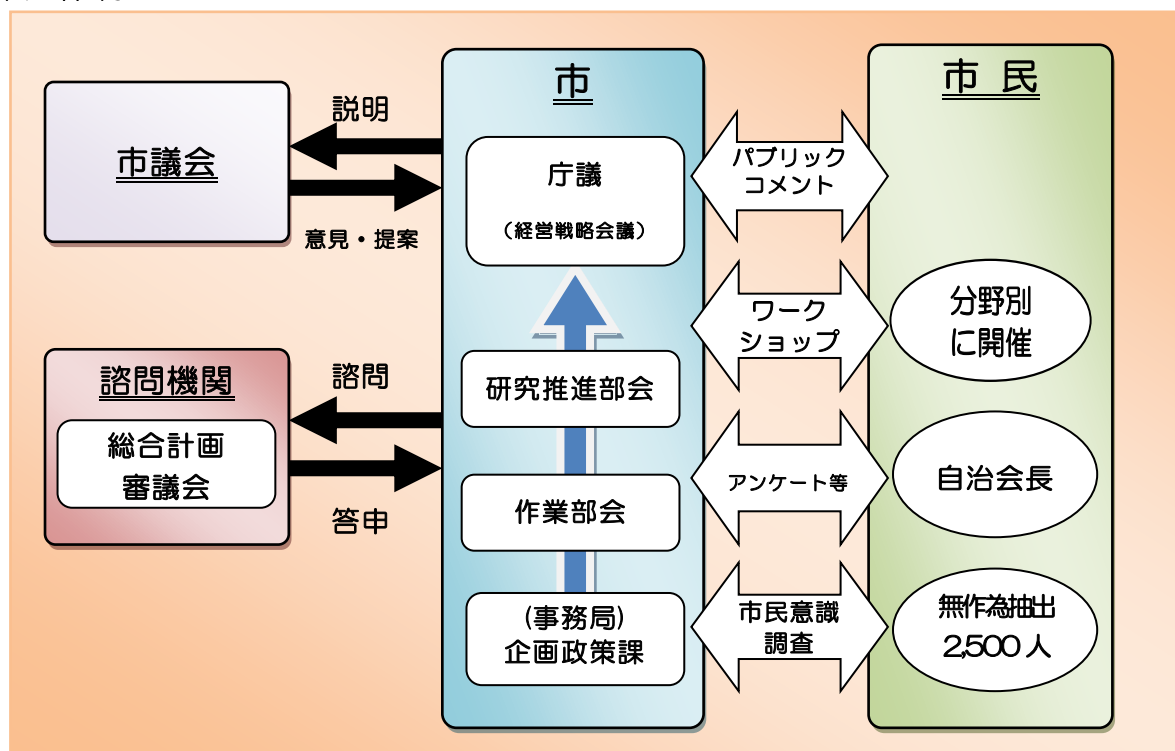
また、市民参加の観点から委員の公募を行います。

(3) 庁内検討組織

第2次総合計画策定にあたっての意思決定機関として、庁議（経営戦略会議）において、素案、原案及び計画等について審議、決定します。

また、経営戦略会議研究推進部会（本部員：各部の主管課長及び調査検討事項に係る課の長）において、庁議に諮る案の検討を行い、作業部会（主に班長職）において、計画策定に必要な検討等を行います。

○策定体制



9 策定スケジュール

時期	内容	備考
3月	・市民懇談会実施	ワールドカフェ形式
4月下旬	・総合計画審議会 第1回会議	委嘱
5月～	・まちづくりワークショップ実施	10月頃まで分野別に4回程度
6月下旬	・総合計画審議会 第2回会議	基本構想検討
7～8月	・市民意識調査実施 ・自治会長アンケート実施	無作為抽出 2,500人 各自治会長宛に送付
8月中旬	・総合計画審議会 第3回会議	基本構想(案)審議 基本計画検討
8月下旬	・議会説明(全員協議会)	基本構想(案)説明
10月上旬	・自治会連合会総会	基本構想(案)、アンケート結果説明
11月上旬	・総合計画審議会 第4回会議	基本計画(素案)審議
11月	・議会説明(全員協議会)	基本計画(素案)説明
12月	・総合計画審議会 第5回会議	基本計画(案)審議
1月	・パブリックコメント実施	基本構想(案)、基本計画(案)
2月	・基本構想(案)、基本計画(案)答申 ・決定	
3月	・印刷、製本	